

# 公益財団法人杉並区スポーツ振興財団個人情報保護規程

平成20年8月1日

20規程第1号

改正 平成24年3月28日規程5号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が保有する個人情報の取り扱いについての基本的事項を定め、個人情報の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、財団の役員及び職員が管理運営業務を通して作成または取得したものに限り、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 文書又は図面等の作成の補助に用いるために一時的に作成したメモや電磁的記録等

### (財団の責務)

第3条 財団は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる。

- 2 財団の役員及び職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、職務外で知り得た場合やその職を退いた後も同様とする。

## 第2章 個人情報の収集

### (収集の制限)

第4条 財団は、個人情報を収集しようとする場合は、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために必要最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 財団は、思想・良心・信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律その他の法令等（以下「法令等」という。）に定めのある場合及び個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要不可欠な場合はこの限りでない。

3 財団は、個人情報を収集するときは、原則として本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版・報道等により公表されているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活または財産等を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、その他の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 訴訟、選考、指導、相談等の業務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は業務の性質上本人から収集したのでは、業務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(閲覧)

第5条 財団は、何の目的で何件の個人情報を収集しているかを一覧表にした台帳を作成し、閲覧の申出があったときは、原則としてこれに応ずるものとする。ただし、財団の役員または職員であった者にかかる事項など閲覧に供する性質のものではない事項については、この限りでない。

### 第3章 個人情報の適正管理

(適正管理)

第6条 財団は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 財団は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、またはこれを記録した文書を破棄しなければならない。ただし、他の規定等により保存が義務づけられているものや歴史的資料として保有されるもの等については、この限りでない。

(委託等に伴う措置)

第7条 財団は、個人情報を取り扱う業務（印刷等を含む）の委託を行う場合は、個人情報の保護に関し、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 再委託の禁止
- (2) 第三者への提供の禁止

- (3) 委託した業務以外での使用禁止
- (4) 許可しない複製及び複製の禁止
- (5) 秘密保持の義務
- (6) 個人情報の返信及び廃棄の義務
- (7) 個人情報漏えい等の事故発生時の報告義務

(受託者側の義務)

第8条 財団から個人情報を取り扱う業務を受託した者は、前条に基づき、個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

#### 第4章 個人情報の利用および提供

(個人情報の利用および提供の制限)

第9条 財団は、個人情報を取り扱う業務の目的を超えて、個人情報を財団で利用すること若しくは財団以外のものへの提供すること（以下「目的外利用・提供」という。）を行ってはならない。

- 2 前項の目的にかかわらず、財団は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供を行うことができる。
  - (1) 本人の同意があるとき
  - (2) 法令等に定めがあるとき
  - (3) 出版・報道等により公表されているとき
  - (4) 人の生命、健康、生活または財産等の安全を確保するために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事業を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 財団は、目的外利用・提供をする場合は、本人および第三者の権利を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(個人情報の外部提供に伴う制限)

第10条 財団は、前条の規定に基づき個人情報を外部の者へ提供する場合は、外部提供を受ける者に対し、個人情報使用目的もしくは使用方法の制限その他必要な制約をふし、またはその適正な取り扱いについて、必要な措置を講ずることを求めなければならない。

- 2 財団は、業務の執行上必要かつ適正であると認められ、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、インターネット等による個人情報の外部提供を行ってはならない。

## 第5章 自己の個人情報の開示及び訂正等の申出

(開示申出)

第11条 施設利用者等は、財団に対して、財団の役員または職員が職務上若しくは活動上作成し又は取得した個人情報であって財団が保有しているもの（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの及び文書又は図面等の作成の補助に用いるために一時的に作成したメモや電磁的記録等を除く。（以下「開示対象文書」という。）に記録されている自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の申出（以下「開示申出」という。）を行うことができる。

- 2 自己情報の開示申出は、本人に代わって代理人が行うことができる。

(開示申出方法)

第12条 前条の規定に基づき開示申出をしようとする者は、財団に対して、申出書を提出しなければならない。

- 2 開示申出をしようとする者は、財団に対して、自己が当該開示申出にかかる個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出、又は提示しなければならない。
- 3 財団は、開示申出書に形式上の不備があると認められる場合は、開示申出を行った者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当な期間を定めてその補正を求めるとし、開示申出者が補正を行わない場合は、当該開示申出に応じないことができる。

(開示申出に対する決定)

第13条 財団は、開示申出があった日から原則として14日以内に、開示申出者に対して、開示申出に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定（第17条の規定により開示申出を拒否する場合及び開示申出に係る個人情報が記録された申出対象文書を保有していないときの当該決定を含む。）をするものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合については、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

- 2 財団は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）を行った場合は、開示申出者に対し、遅滞なく、書面によりその旨通知するものとする。
- 3 財団は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、開示決定等に要する期間を延長することができる。
- 4 財団は第1項の規定により、開示申出にかかる個人上の全部又は一部を開示しない場

合は、開示申出者に対し第2項に規定する書面によりその理由を示すものとする。

- 5 財団は、開示決定等を行う場合において、当該決定に係る個人情報について、財団以外のものとの協議・協力により作成し、または取得した個人情報がある場合には、あらかじめ、これらの者の意見を聴くことができる。

(開示方法)

第14条 個人情報の開示は、個人情報が記録された開示対象文書の当該個人情報にかかる部分につき、文書、図面又は写真に当たっては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、フィルムにあっては視聴または写しの交付により、磁気テープ、磁気ディスク等にあつては、視聴、閲覧、写しの交付等の適正な方法により行う。

- 2 前項の視聴または閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、財団は、当該個人情報が記録された開示対象文書の保存に支障があると認められる場合、その他合理的な理由がある場合には、当該個人情報が記録された請求対象文書の写しにより開示することができる。

(開示しないことができる個人情報)

第15条 財団は、開示申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談などに関する個人情報であつて、開示することにより、業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 調査、争訟等に関する個人情報であつて、開示することにより、業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、第三者の権利・利益等を侵害するおそれがあるとき。
- (5) 未成年者の法定代理人による開示申出がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(一部開示)

第16条 財団は、開示申出にかかる個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより、開示しないことができる個人情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示申出の趣旨が損なわれることがないと認められる場合には、非開示情報を除いて開示するものとする。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を公開することとなる場合は、財団は、当該個人情報の存否を明らか

にしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(訂正申出)

第 18 条 何人も、第 13 条第 1 項の規定による開示を受けた自己情報に事実の誤りがあると認める場合は、財団に対し、その訂正申出を行うことができる。

2 第 11 条第 2 項の規定は、訂正申出について準用する。

(削除申出)

第 19 条 何人も財団が第 4 条の規定に反して自己情報を収集し、または第 4 条第 3 項の規定に反して自己情報を保有していると認める場合は、財団に対し、その削除申出を行うことができる。

2 第 11 条第 2 項の規定は、削除申出について準用する。

(目的外利用および外部提供の中止申出)

第 20 条 何人も財団が第 9 条第 1 項または第 10 条各項の規定に反して自己情報の目的外利用または外部提供をしていると認める場合は、財団に対し、その中止申出を行うことができる。

2 第 11 条第 2 項の規定は、中止申出について準用する。

(訂正等申出の方法)

第 21 条 第 18 条から第 20 条の規定に基づき、訂正、削除又は中止（以下「訂正等」という。）の申出を行おうとする者は、財団に対して次に掲げる事項を記載した自己情報訂正等請求書(第 3 号様式)を提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名

(2) 訂正等にかかる個人情報の開示を受けた日、その他財団が保有する個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等の趣旨および理由

(4) 前各号に掲げるもののほか、財団が定める事項

2 訂正等の申出をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提供しなければならない。

3 第 12 条第 2 項および第 3 項の規定は、訂正等申出について準用する。

(訂正等義務)

第 22 条 財団は訂正等申出があった場合において、当該訂正等申出に理由があると認められる場合は、当該訂正等申出にかかる個人情報の訂正等を行わなければならない。ただし、当該訂正等申出にかかる個人情報について財団に訂正等の権限がない場合、その他

訂正等を行わないことにつき正当な理由がある場合はこの限りでない。

(訂正等の決定)

第 23 条 財団は、訂正等申出にかかる個人情報の訂正を行うときは、その旨を決定し、訂正等申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 財団は、訂正等申出にかかる個人情報の訂正等を行わない場合は、その旨を決定し、訂正等申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正等決定の期限)

第 24 条 前条各項の決定（以下「訂正等決定」という。）は訂正等申出があった日から 30 日以内に行わなければならない。ただし、第 21 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項に規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は、訂正等決定に要する期間を延長することができる。

(費用負担)

第 25 条 この規定による自己情報の開示及び訂正等に係る費用は、文書の写しの交付以外を無料とする。

2 写しの交付を行う場合は、すべて実費を徴収する。

## 第 6 章 異議申出

(異議申出)

第 26 条 開示申出者および訂正等申出者は、第 13 条第 1 項による開示決定等または第 23 条の訂正等決定について不服がある場合は、財団に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）ができる。

2 異議申出は開示等決定または訂正等決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行わなければならない。

3 第 1 項の異議申出があった場合は、財団は、当該異議申出があった日から 15 日以内に対象となった開示等決定又は訂正等決定について、再度の審査を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 財団は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答を行うことができないと認められる場合には、回答を行う期間を延長することができる。

## 第 7 章 その他

(他の制度との調整)

第 27 条 法令等の規定により、財団に対して、自己情報の開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、その定めるところによる。

(その他の必要事項)

第 28 条 この規定の施行に関し、その他の必要事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日規程第 5 号)

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。